

◆特別養護老人ホームにおける基準省令の整理(老人福祉法)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

	条文	一般(第2章)	条文	ユニット型(第3章)	条文	地域密着型(第5章)	条文	ユニット型地域密着型(第6章)		
設置者	老人福祉法 15	社会福祉法人(※条例委任されていない)								
基本方針	2	①入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。 ②入所者の処遇に関する計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。 ③入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。 ④明るく家庭的な雰囲気をもつ、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	33	①入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。 ②地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	59 (2準用)	一般に同じ	63 (33準用)	ユニット型に同じ		
						サテライト型 居住施設 の基準緩和		サテライト型 居住施設 の基準緩和		
人員基準	職員の専従	6	専従。ただし、以下の場合の介護職員及び看護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 ・特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合 ・特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合 ・地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合 ・地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合	42 (6準用)	同左	59 (6準用)	同左	63 (6準用)	同左	
	従業員の員数	施設長	5, 12	常勤で1 社会福祉主事若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者	32, 42 (5準用)	同左	56, 59 (5準用)	同左	63 (5, 56準用)	同左
	医師	12	健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数	32	同左	56	健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数	本体施設の医師により入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。	63 (56準用)	同左

◆特別養護老人ホームにおける基準省令の整理(老人福祉法)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	一般(第2章)	条文	ユニット型(第3章)	条文	地域密着型(第5章)	条文	ユニット型地域密着型(第6章)			
人員基準	従業員の員数	生活相談員	5, 12	常勤で入所者数100に対し1以上 社会福祉主事又はこれらと同等以上の能力を 有すると認められる者	32, 42 (5準用)	同左	56, 59 (5準用)	1以上で常勤 社会福祉主事又はこ れらと同等以上の能 力を有すると認めら れる者	常勤換算で1以上。た だし、本体施設によ る入所者処遇が適切 に行われているとき は、置かないことが できる。	63 (5, 56 準用)	同左	
		介護職員, 看護職員 (総数)	12	常勤換算で入所者数3に対し1以上	32	同左	56	常勤換算で入所者 の数が3又はその端 数を増すごとに1以 上	-	63 (56準 用)	同左	
		介護職員	-	-	-	-	56	1以上は常勤	-	63 (56準 用)	同左	
		看護職員	12	入所者が30を越えない	常勤換算1以上 1人は常勤	32	同左	56	1以上は常勤	常勤換算方法で1以 上。	63 (56準 用)	同左
				入所者が30を越えて 50を越えない	常勤換算2以上 1人は常勤							
				入所者が50を越えて 130を越えない	常勤換算3以上 1人は常勤							
				入所者が130を越える	常勤換算で3+50又 はその端数を増すご とに1以上 1人は常勤							
		栄養士	12	1以上 定員が40以下の場合、 処遇に支障がなければ 置かないことができる。	32	同左	56	1以上		63 (56準 用)	同左	
		機能訓練指導員	5, 12	1以上 日常生活を営むのに 必要な機能を改善 し、又はその減退を 防止するための訓練 を行う能力を有すと 認められる者 他の職務にも従事 できる	32, 42 (5準用)	同左	56, 59 (5準用)	1以上 地域密着型特別養 護老人ホームの他 の職務に従事する ことができる。	本体施設による入 所者処遇が適切に 行われているとき は、置かないこと ができる。	63 (5, 56 準用)	同左	
		調理員, 事務員 その他職員	12	実情に応じた適 当数	32	同左	56	実情に応じた適 当数		63 (56準 用)	同左	

◆特別養護老人ホームにおける基準省令の整理(老人福祉法)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

			条文	一般(第2章)	条文	ユニット型(第3章)	条文	地域密着型(第5章)	条文	ユニット型地域密着型(第6章)
設備 基準	建物	構造	3, 4, 11	<p>①日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたもの。</p> <p>②専ら施設の用に供するもの。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>③耐火建築物でなければならない。ただし、以下の要件を満たす二階建て又は平屋建ての建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>一 居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。</p> <p>二 居室等を二階又は地階に設けている場合であって、以下の要件の全てを満たすこと。</p> <p>イ 管轄する消防長又は消防署長と相談の上、非常災害対策計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>ロ 訓練については、計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p> <p>④指定都市の市長が専門的知識を有する者の意見を聴いて、以下の要件を満たす木造かつ平屋建ての特別養護老人ホームの建物であって、安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>一 スプリンクラーの設置、内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等が初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>三 円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p>	35, 42(3, 4 準用)	同左	55, 59(3, 4 準用)	同左	61, 63(3, 4 準用)	同左

◆特別養護老人ホームにおける基準省令の整理(老人福祉法)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

			条文	一般(第2章)	条文	ユニット型(第3章)	条文	地域密着型(第5章)	条文	ユニット型地域密着型(第6章)	
設備基準	建物	設備	11	以下の設備を設けなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。	35	以下の設備を設けなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。	55	一般に同じ	61	ユニット型に同じ	
				<ul style="list-style-type: none"> 一 居室 二 静養室 三 食堂 四 浴室 五 洗面設備 六 便所 七 医務室 八 調理室 九 介護職員室 十 看護職員室 十一 機能訓練室 十二 面談室 十三 洗濯室又は洗濯場 十四 汚物処理室 十五 介護材料室 十六 事務室その他の運営上必要な設備 		<ul style="list-style-type: none"> 一 ユニット 二 浴室 三 医務室 四 調理室 五 洗濯室又は洗濯場 六 汚物処理室 七 介護材料室 八 事務室その他の運営上必要な設備 					
	居室	ユニット		定員		1人(例外2人)		同左		一般に同じ	ユニット型に同じ
				一ユニット定員		-		おおむね10人以下			
				位置		①地階に設けてはならない ②床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放		同左			
				一人当たりの床面積		10.65㎡以上		10.65㎡以上(2人:21.3㎡以上)			
				設備		①寝台又はこれに代わる設備 ②身の回り品を保管する設備		一般の①②は同じ。 ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。			
				出入口		1以上は、避難上有効な空地、廊下又は広間等に直接面する。		同左			
				ブザー等		設置		同左			
				洗面設備		位置		居室のある階ごとに設置			
構造等	要介護者が使用するのに適したもの	同左									

◆特別養護老人ホームにおける基準省令の整理(老人福祉法)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参照すべき基準
--------	----	---------

				条文	一般(第2章)	条文	ユニット型(第3章)	条文	地域密着型(第5章)	条文	ユニット型地域密着型(第6章)
設備基準	共同生活室	ユニット	形状	11	-	35	入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状	55	一般に同じ	61	ユニット型に同じ
			位置		-		地階に設けてはならない				
			床面積		-		2㎡×ユニットの定員以上				
			設備・備品		-		必要な設備及び備品				
	便所	ユニット	位置		居室のある階ごとに居室に近接		居室ごと又は共同生活室ごとに適当数		一般に同じ		ユニット型に同じ
			ブザー等		設置		同左				
			構造等		要介護者が使用するのに適したもの		同左				
	静養室	ユニット	位置		介護職員室又は看護職員室に近接		-		一般に同じ		ユニット型に同じ
			その他		居室における定員・床面積以外の基準に準じる		-				
	浴室	ユニット	構造等		要介護者が入浴するのに適したもの		同左		一般に同じ		ユニット型に同じ
	医務室	ユニット	形態		診療所		同左		一般に同じ		同左
			設備・備品		医薬品及び医療機器 必要に応じて臨床検査設備を設置		同左				
	調理室	ユニット	設備		不燃材を使用		同左		一般に同じ		同左
	介護職員室	ユニット	位置		居室のある階ごとに居室に近接		-		一般に同じ		-
備品			必要な備品	-							
食堂及び機能訓練室	ユニット	広さ	それぞれ必要な広さ 合計面積は3㎡×定員以上 広さを確保できれば同一の場所でも可	-	一般に同じ	-					
		備品	必要な物を設置	-							

◆特別養護老人ホームにおける基準省令の整理(老人福祉法)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	一般(第2章)	条文	ユニット型(第3章)	条文	地域密着型(第5章)	条文	ユニット型地域密着型(第6章)	
設備基準	廊下		1. 8m以上 中廊下は2. 7m以上	35	1. 8m以上 中廊下は2. 7m以上 廊下の一部を拡張することにより, 入居者, 従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には1. 5m以上, 中廊下は1. 8m以上。		1. 5m以上 中廊下は1. 8m以上 廊下の一部を拡張することにより, 入居者, 従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合はこれによらない。		同左	
	その他	11	①居室, 静養室, 食堂, 浴室及び機能訓練室は, 3階以上の階に設けてはならない。ただし, 以下の場合は, この限りでない。 一 居室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす等で通行できる幅を有するバルコニー及び屋外避難階段を有する場合は, 1以上)有すること。 二 3階以上の階にある居室・廊下等の通路の壁, 天井の仕上げを不燃材料でしていること。 三 3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。 ②居室, 静養室等が2階以上の階にある場合は, 1以上の傾斜路を設けること。ただし, エレベーターを設ける場合は, この限りでない。	35	①ユニット及び浴室は, 3階以上の階に設けてはならない。ただし, 以下の場合は, この限りでない。 一 ユニット及び浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす等で通行できる幅を有するバルコニー及び屋外避難階段を有する場合は, 1以上)有すること。 二 3階以上の階にあるユニット・浴室・廊下等の通路の壁, 天井の仕上げを不燃材料でしていること。 三 3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。 ②ユニット及び浴室が2階以上の階にある場合は, 1以上の傾斜路を設けること。ただし, エレベーターを設ける場合は, この限りでない。	55	一般に同じ	61	ユニット型に同じ	
		常夜灯		廊下, 便所その他必要な場所に設置。	35	同左		一般に同じ		ユニット型に同じ
		手すり		廊下, 階段に設置。	35	同左		一般に同じ		ユニット型に同じ
		階段		傾斜を緩やかにすること。	35	同左		一般に同じ		ユニット型に同じ
		本体とサテライト型との距離		-		-		本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は, 両施設が密接な連携を確保できる範囲内とする。		同左

◆特別養護老人ホームにおける基準省令の整理(老人福祉法)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

	条文	一般(第2章)	条文	ユニット型(第3章)	条文	地域密着型(第5章)	条文	ユニット型地域密着型(第6章)
運営基準	7	<ul style="list-style-type: none"> 一 施設の目的及び運営の方針 二 職員の職種、数及び職務の内容 三 入所定員 四 入所者の処遇の内容及び費用の額 五 施設の利用に当たっての留意事項 六 非常災害対策 七 その他施設の運営に関する重要事項を定めておかなければならない。 	34	<ul style="list-style-type: none"> 一 施設の目的及び運営の方針 二 職員の職種、数及び職務の内容 三 入居定員 四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員 五 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額 六 施設の利用に当たっての留意事項 七 非常災害対策 八 その他施設の運営に関する重要事項を定めておかなければならない。 	59 (7準用)	一般に同じ	63 (34準用)	ユニット型に同じ
	8	<ul style="list-style-type: none"> ①消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。 ②定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。 	42 (8準用)	同左	59 (8準用)	同左	63 (8準用)	同左
	9	<ul style="list-style-type: none"> ①設備、職員及び会計に関する諸記録を整備する。 ②以下の記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。 <ul style="list-style-type: none"> 一 入所者の処遇に関する計画 二 行った具体的な処遇の内容等の記録 三 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四 苦情の内容等の記録 五 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 	42 (9準用)	同左	59 (9準用)	同左	63 (9準用)	同左
	12-2	病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。	42 (12-2準用)	同左	59 (12-2準用)	同左	63 (12-2準用)	同左
	13	<ul style="list-style-type: none"> ①入所予定者に係る居宅介護支援を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努める。 ②入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討する。 ③上記検討においては、生活相談員、介護職員、看護職員等の職員の間で協議する。 ④退所時に環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行う。 ⑤退所時に居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス等を提供する者との密接な連携に努める。 	42 (13準用)	同左	59 (13準用)	同左	63 (13準用)	同左

◆特別養護老人ホームにおける基準省令の整理(老人福祉法)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参照すべき基準
--------	----	---------

	条文	一般(第2章)	条文	ユニット型(第3章)	条文	地域密着型(第5章)	条文	ユニット型地域密着型(第6章)	
運営基準	入所者の処遇に関する計画	14	①心身の状況、環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、その者の同意を得て、その者の処遇に関する計画を作成する。 ②入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行う。	42 (14準用)	同左	59 (14準用)	同左	63 (14準用)	同左
	処遇の方針 (サービスの取扱方針)	15	①入所者の心身の状況等に応じて、処遇を妥当適切に行う。 ②計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。 ③懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、理解しやすいように説明を行う。 ④入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ⑤身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。 ⑥自らその行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図る。	36	①入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行う。 ②各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行う。 ③入居者のプライバシーの確保に配慮してサービスを提供する。 ④入所者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。 ⑤入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。 ⑥入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ⑦身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。 ⑧自らその行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図る。	59 (15準用)	一般に同じ	63 (36準用)	ユニット型に同じ
	介護	16	①心身の状況に応じて、適切な技術をもって行う。 ②週間2回以上の入浴又は清しき。 ③排せつの自立について必要な援助を行う。 ④おむつの適切な取り替え。 ⑤褥瘡発生予防のための体制整備。 ⑥離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。 ⑦常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。 ⑧入所者に対し、その負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。	37	①社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、適切な技術をもって行う。 ②入居者が、日常生活における家事を、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。 ③適切な方法により、入浴の機会を提供する。やむを得ない場合は、清しきで可。 ④排せつの自立について必要な援助を行う。 ⑤おむつの適切な取り替え。 ⑥褥瘡発生予防のための体制整備。 ⑦離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。 ⑦常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。 ⑧入所者に対し、その負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。	57	①心身の状況に応じて、適切な技術をもって行う。 ②週間2回以上の入浴又は清しき。 ③排せつの自立について必要な援助を行う。 ④おむつの適切な取り替え。 ⑤褥瘡発生予防のための体制整備。 ⑥離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。 ⑦常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。 ⑧入所者に対し、その負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。	62	ユニット型に同じ

◆特別養護老人ホームにおける基準省令の整理(老人福祉法)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

	条文	一般(第2章)	条文	ユニット型(第3章)	条文	地域密着型(第5章)	条文	ユニット型地域密着型(第6章)
運営基準	食事	17 ①栄養・嗜好等を考慮した食事を適時に提供する。 ②可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援する。	38	①栄養・嗜好等を考慮した食事を提供する。 ②食事の自立について必要な支援を行う。 ③入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。 ④入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、共同生活室での食事を支援する。	59 (17準用)	一般に同じ	63 (38準用)	ユニット型に同じ
	相談及び援助	18 入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。	42 (18準用)	同左	59 (18準用)	同左	63 (18準用)	同左
	社会生活上の便宜の提供等	19 ①教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行う。 ②行政機関等に対する手続が困難な場合は、その者の同意を得て、代行する。 ③入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。 ④入所者の外出の機会を確保するよう努める。	39	①嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、これらの活動を支援する。 ②行政機関等に対する手続が困難な場合は、その者の同意を得て、代行する。 ③入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。 ④入所者の外出の機会を確保するよう努める。	59 (19準用)	一般に同じ	63 (39準用)	ユニット型に同じ
	機能訓練	20 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。	42 (20準用)	同左	59 (20準用)	同左	63 (20準用)	同左
	健康管理	21 医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採る。	42 (21準用)	同左	59 (21準用)	同左	63 (21準用)	同左
	入所者の入院期間中の取扱い	22 病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該特別養護老人ホームに円滑に入所することができるようにしなければならない。	42 (22準用)	同左	59 (22準用)	同左	63 (22準用)	同左
	施設長の責務	23 ①職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。 ②職員に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。	42 (23準用)	同左	59 (23準用)	同左	63 (23準用)	同左

◆特別養護老人ホームにおける基準省令の整理(老人福祉法)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

	条文	一般(第2章)	条文	ユニット型(第3章)	条文	地域密着型(第5章)	条文	ユニット型地域密着型(第6章)
運営基準	勤務体制の確保等	24	①適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定める。 ②施設の従業者によって処遇を行う。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ③職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。	40	①適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定める。 ②以下の職員配置を行う。 一 昼間は、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置。 二 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置。 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置。 ③ユニット型施設は、ユニット型施設の従業者によってサービスを提供する。ただし、入居者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ④職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。	59 (24準用)	63 (40準用)	一般に同じ ユニットに同じ
	定員の遵守	25	入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	41	ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	59 (25準用)	63 (41準用)	一般に同じ ユニット型に同じ
	衛生管理等	26	①入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。 ②施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じる。 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。 三 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。 四 別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。	42 (26準用)	同左	59 (26準用)	63 (26準用)	同左 同左
	協力病院等	27	①協力病院を定めておく。 ②協力歯科医療機関を定めておくよう努める。	42 (27準用)	同左	59 (27準用)	63 (27準用)	同左 同左
	秘密保持等	28	①業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ②業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。	42 (28準用)	同左	59 (28準用)	63 (28準用)	同左 同左

◆特別養護老人ホームにおける基準省令の整理(老人福祉法)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

	条文	一般(第2章)	条文	ユニット型(第3章)	条文	地域密着型(第5章)	条文	ユニット型地域密着型(第6章)
運営基準	29	①苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。 ②苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録する。 ③処遇に関して市町村からの指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。 ④市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告する。	42 (29準用)	同左	59 (29準用)	同左	63 (29準用)	同左
	30	①地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。 ②サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。	42 (30準用)	同左	58	①入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、施設が所在する市町村の職員又は施設が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね二月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。 ②上記の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、公表する。 ③地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。 ④サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。	63 (58準用)	同左
	31	①事故の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。 一 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。 三 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行う。 ②入所者処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。 ③事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。 ④サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。	42 (31準用)	同左	59 (31準用)	同左	63 (31準用)	同左